

## 上原秀樹議員

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、日本共産党議員団を代表して、議案第85号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）の内、歳出 第7款商工費 第1項商工費 第2目商工振興費 商工業振興対策経費277,200千円に対して質疑を行います。

1. 本補正予算は、内閣府から8月20日付で通知があった事業者支援交付金（追加交付分）によるものとされ、その文書では「市町村が地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう、臨時交付金の特別枠として創設された『事業者支援分』を追加交付するもので、この趣旨を十分に踏まえ、事業者支援交付金と通常分交付金を有効に活用しながら、事業の実施に取り組むこと」とされています。

そこで、以下の点をお聞きします。

①伊丹市への追加交付金額の上限はいくらと見積もっているのでしょうか。

②「地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう」とされていますが、伊丹市が今回の補正予算として提案された事業内容は、どのようなことを考慮して提案されたのでしょうか。

2. 次に、事業者支援金給付事業実施委託料18,400千円、事業者支援金100,750千円についての具体的な内容についてお聞きします。

事業者支援金給付事業として、個人事業主等支援金、宿泊事業者支援金、酒造事業者支援金、交通事業者支援金の4つの支援金を支給しようとしています。事業概要の説明では、支給条件を2020年12月から2021年11月の売り上げが、前年または前々年同期と比較して20%以上減少した事業者とし、申請期間2021年11月から12月中の予定としています。

そこで、次の点をお聞きします。

①事業実施委託料に関して、何を委託し、どこに委託するのか、また、委託先はどのようにして選定するのでしょ

②個人事業主等支援金、宿泊事業者支援金、酒造事業者支援金、交通事業者支援金についてです。それぞれの支援金についてお聞きします。対象となる業者はいくつになるのか、対象となる要件は何か、支給金額の理由は何でしょうか。

③日本共産党は今まで国の家賃補助、持続化給付金を再度行うことを要求してきました。しかし国はこれを実現せず、自治体に「お金をばらまき」、独自に支援策を考えるという方法となりました。今

回の事業者への支給金額は一律10万円ですが、事業者が求められている金額になっているのかどうか、また一律10万円の支給でどのような効果を見込んでいるのでしょうか。

④個人事業主等支援金では「感染拡大防止協力金」「月次支援金」を受給している主に飲食店は除くこととなりますが、その飲食店等に対する支援は十分と考えているのでしょうか。

⑤事業者への支給を迅速に行うことができるのでしょうか。

⑥交通事業者支援金では、タクシー事業者に支援金を支給するとされていますが、従業員の給料が歩合制によるところが多く、従業員もコロナ禍で影響を受けていると考えられます。その対策をどう考えておられるのでしょうか。また、個人タクシーの場合はどんな保障があるのでしょうか、お聞きします。

3. 次に、キャッシュレス決済ポイント還元事業実施委託料158,050千円についてです。

説明によりますと、物品等の購入やサービスの利用の際にキャッシュレス決済を選択した場合、購入金額に応じて一定の割合で決済事業者が付与するポイントを、市独自に上乗せして還元することで、個人消費を喚起し、市内経済の活性化を図るとされています。ポイント付与期間は2022年1月から2月のうち1カ月間とし、ポイント還元率は、5,000円を上限に購入金額の20%とされています。

そこで、以下の点をお聞きします。

①市内の対象店舗をどう選定する予定でしょうか。

②キャッシュレス決済事業者の選定をどのようにお考えでしょうか。

③キャッシュレス決済事業者から各店舗に売上金が届くのどのくらいかかるのでしょうか。

④前回のこの事業では、予算に対して25%の執行率でした。その教訓から、予算の立て方、周知方法等についてどのような改善策を考えているのでしょうか。

⑤説明では、この事業を行うことで、個人消費を喚起し、市内経済の活性化を図るとされていますが、この二つの点でどの程度の効果を見込んでいるのでしょうか。また、前回の同様の施策ではどの程度の効果があったと考えているのでしょうか。

以上で1回目の発言を終わります。

**都市活力部長西本秀吉**

私からは、議案第85号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）」に関する質疑のうち、

商工業振興対策経費に関する数点のご質問のお答えします。

初めに、臨時交付金に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「本市への追加交付金額の上限はいくらと見積もっているのか」についてですが、この度追加交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」につきましては、本年8月20日、兵庫県を通じて内閣府より連絡があったもので、その交付限度額として、1億1,378万6千円が示されております。

次に「今回の補正予算として提案した事業内容は、どのようなことを考慮して提案したのか」についてですが、これまで、新型コロナウイルス感染症拡大により、国・県はもちろん、市においても様々な施策を実施してきたところでございますが、現在の国・県の施策の動向を注視しつつ、本市として、経営が困難である事業者に対し事業の継続を図っていただくため、独自の支援を講じることとしたものであります。

次に、事業者支援給付金事業実施委託料及び事業者支援金に関する数点のご質問にお答えします。

今回の事業者支援金給付事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少した市内事業者への支援を目的として、個人事業主等及び観光関連事業者の支援を行おうとするものでございます。

まず、「事務委託料について」ですが、個人事業主等支援金に係る事務を委託しようとするものでございまして、支援金の交付に係る申請書の受付のほか、電話などの対応や書類の審査、支払に関するデータの作成、書類の整理などの事務委託を予定しているところでございます。また、「委託先について」ですが、議決後、速やかに事業者を決定してまいります。「委託先の選定」につきましては、速やかに確実な支給を行うため、国・県や本市における類似業務の受託実績等も考慮するなどして事業者を選定したいと考えているところでございます。

次に、個人事業主等支援金、観光関連事業者支援金についてですが、まず、「個人事業主等支援金の対象となる事業者数について」ですが、昨年度に実施しました「事業者等賃料補助金」の実績を踏まえ、今回の事業では最大で900件を見込んでいるところでございます。次に、「観光関連事業者支援金の対象となる事業者数について」ですが、宿泊事業者につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による届出が必要な施設を除き、2件を、交通事業者につきましては、タクシー事業者が4件、貸切バス事業者が2件を、酒造事業者につきましては2件を見込んでいるところでございます。また、「対象となる要件」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げが令和元年又は令和2年の同月と比較して、20%以上減少した事業者に対して支援金を支給しようとするものでございます。また、「支給金額の理由」につきましては、個人

事業主等支援金につきましては1事業者につき10万円を、宿泊事業者支援金につきましては上限を200万円と設定したうえで1室につき2万円を、酒造事業者支援金につきましては基準を設け1社につき最大200万円を、交通事業者支援金につきましてはタクシー1台につき2万円を、貸切バス1台につき5万円を支給しようとするもので、それぞれ限られた財源の範囲内において、できる限り効果が期待できる金額といたしました。

次に、「個人事業主等支援金を交付することによる効果について」ですが、国・県の支援措置として、現在、売り上げの50%以上の減少が発生した中小法人及び個人事業者等につきましては、月次給付金が国から給付されているところがございます。また、兵庫県では酒類の提供を停止している飲食店と直接の取引を有する酒類販売事業者が特に深刻な影響を被っていることを踏まえ、月次支援金の上乗せ及び横出しの支援金を支給されているところがございます。その上で、本市では、売上が大きく減少した市内事業者のうち、国の月次支援金及び県の時短協力金や酒類販売事業者支援金の対象とならない個人事業主等に対して、本市としてできる範囲の一律10万円を支給することにより、各種制度の狭間で支援を受けることのできなかつた事業者を支援し、本市での事業の継続に繋げていただきたいと考えております。

次に、「「感染拡大防止協力金」や「月次支援金」を受給している飲食店等に対する支援は十分であると考えているのか」についてですが、事業者の規模による課題等があることは認識しておりますが、個人事業主等支援金は限られた財源を活用して効果が高いと判断した支援事業となりますことから、今回ご提案させていただいたところがございます。

次に、「事業者への支給を迅速に行うことができるのか。」についてですが、本案を、議決いただきましたら、速やかに体制を構築し、事業を実施してまいります。また、事業者の選定におきましても、速やかで確実な支給に必要な体制の構築を選定基準等に盛り込み、できる限り事業者の皆さまに支援金が届くように取り組んでまいります。

次に、「交通事業者支援金について、従業者もコロナ禍で影響を受けており、その対策についてどのように考えているのか、また、個人タクシーには、どのような保障があるのか。」についてですが、本支援金は従業員の雇用を直接支援するものではなく、事業者が事業を継続していただくことで、ひいては雇用の確保にもつながる支援であると考えております。また、個人タクシーにつきましては、個人事業主として「個人事業主等支援金」の対象となると考えております。

次に、キャッシュレス決済事業についての数点のご質問にお答えします。

まず、「市内の対象店舗をどう選定するのかについて」ですが、コロナ禍で落ち込んだ市内経済を活性化することが目的の事業であるため、コロナ禍の影響により売上高が減少している業種などを中

心に選定するよう検討しております。

次に、「事業者の選定について」ですが、議決後速やかに、事業者の選定に取りかかることとしており、対象店舗数や利用者数・利用金額予測のほか、新たな利用者が容易に参加できることや、キャッシュレス決済の普及促進に寄与できることなども条件とし、選定していきたいと考えているところでございます。

次に、「キャッシュレス決済事業者から各店舗に売上金が届くまでの期間について」ですが、いずれのキャッシュレス決済事業者につきましても、締切を月に1回以上設けられており、締切日から数日のうちに各店舗に入金されるのが一般的となっております。

次に、「予算の立て方、周知方法等について」ですが、まず、予算の立て方につきましては、ポイント還元費用として1億5千万円、手数料等として600万円、販促物等作成費等として200万円程度となっております。また、前回は、新聞折込や、市広報紙・市ホームページなどにおいても周知を図ってまいりましたが、今回も周知につきましては、これまでの手法に加え、今後、事業者選定を行う中で、周知方法につきましても、事業者からご提案いただき、さらに効果的な方法を実施してまいります。

最後に「「個人消費の喚起」及び「市内経済の活性化」の2点でどの程度の効果を見込んでいるのか」についてですが、個人消費を喚起することにより、市内経済活性化につながっていくものであると考えており、前回は予算執行率が25%であったとはいえ、市内店舗で約2億円の消費に繋がりました。今回につきましては、キャッシュレス決済ポイント還元事業では最大で7億5千万円、また、6月議会でご承認いただきました「商店街等お買物券事業」では最大で6億9千万円を見込んでおり、合計しますと最大で14億4千万円の市内消費を見込んでおります。

今後も、国・県の動向を注視しつつ、引き続き、本市としても、様々な施策を講じていく中で、地域のにぎわいの創出及び地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。